

# 令和3年度 浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業 ＜申請案内＞

浜松市では、一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ減量と3Rの啓発・実践活動の1つとして、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、家庭用生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付します。

<b>対象者</b>	令和3年度に家庭用生ごみ処理機を購入・設置・使用する世帯で次のすべてに該当する人 ① 市内に住所を有する者 ② 処理機を常に良好な状態で維持管理できる者 ③ 使用状況についての照会及び立入検査があったときに協力できる者 ④ 過去にこの補助金の交付を受けていない者 ⑤ 市税を完納している者 ⑥ 再使用品でない処理機を販売業者から購入している者 ⑦ 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと。 ⑧ 暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと。
<b>補助対象機器</b>	機械的な動作又は微生物等の働きにより、家庭から発生する生ごみを堆肥化、乾燥化又は減量化することを目的に製造された機器 （メーカー、機種は指定はありません）※ディスポーザーを除きます。
<b>補助金額</b>	処理機本体の購入価格の2分の1（1,000円未満は切り捨て）以内とし、 <u>10,000円を限度とします。</u> なお、補助金の交付は1世帯につき1台限りとします。
<b>補助台数</b>	およそ150世帯（予算の範囲内で締め切り）
<b>申請期間</b>	令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）まで （申請期間内であっても <b>予算の範囲内で締め切り</b> となります。）
<b>申請方法</b>	土・日・祝日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前8時30分～午後5時15分に中区・西区・北区・浜北区・天竜区のまちづくり推進課、東区・南区の区民生活課、天竜区の協働センター、ごみ減量推進課に次頁の「申請の際に持参するもの」をお持ちになってお越しください。

## お手続き（申請・請求）できる窓口一覧、お問い合わせ先

ごみ減量推進課（中区鴨江） 453-6192		
（区役所 まちづくり推進課）	（区役所 区民生活課）	（天竜区の協働センター）
中区 457-2778	東区 424-0164	春野 983-0001
西区 597-1150	南区 425-1382	佐久間 966-0002
北区 523-3120		水窪 982-0002
浜北区 585-1115		龍山 966-2113
天竜区 922-0033		

お問い合わせ先 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

環境部 ごみ減量推進課 減量推進グループ 担当：戸叶

TEL 053-453-6192

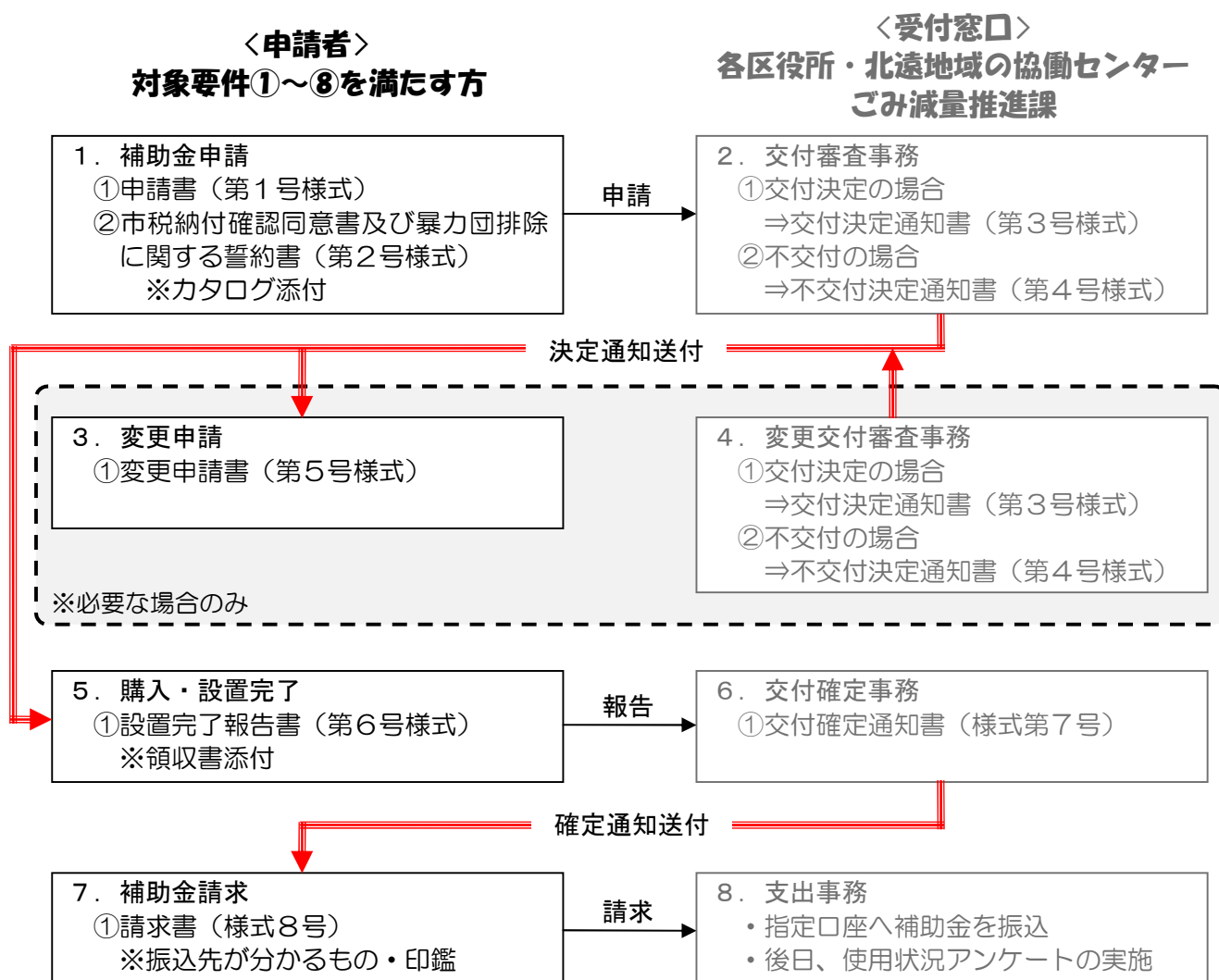
FAX 050-3737-2282

メール gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 申請の際に持参するもの

- 購入機器の領収書
  - ☆申請者本人宛て（フルネーム） ☆購入機器のみの金額、品名・品番の記載
  - ☆販売店・流通元の印（※） ☆販売店・流通元の店名、所在地、電話番号の記載
  - （※） ネット通販会社や販売店により、領収書と認めているものであれば社印等がなくても可とする場合があります。詳しくは、ごみ減量推進課までお問い合わせください。
- 印鑑（スタンプ印・ゴム印は不可）
- 補助金振込先の口座が分かるもの（口座名義が書類申請者名と領収書宛名と同じであること）
- 購入予定の処理機の内容がわかるカタログ  
（乾燥式・バイオ式の別が分かるもの、作業音の記載のあるもの等。通販等でカタログがない場合は、ご相談ください。）

## 浜松市生ごみ処理機購入費補助金交付フロー



※点線枠内は、必要な場合のみの処理になります。（通常の申請では2⇒5の流れとなります。）  
 ※「1. 補助金申請」「5. 購入設置完了報告」「7. 補助金請求」の書類を同時に提出することもできます。その場合は購入機種が補助の対象となるか等を事前にお問い合わせください。